

後見制度支援預金の取扱いについて

令和2年2月3日（月）より、後見制度支援預金（決済用普通預金）の取扱いを開始します。

「後見制度支援預金」は、成年後見制度による支援を受ける方の預金のうち、日常的な支払をしない金銭を家庭裁判所の指示書に基づき、管理するための口座です。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 名称 | 後見制度支援預金（決済用普通預金） |
| 2. 取扱開始日 | 令和2年2月3日（月） |
| 3. 利用対象者 | 個人のうち、家庭裁判所が交付する「指示書」に記載された被後見人の方 |
| 4. 主な特徴 | (1) 普通預金での取扱いとし、総合口座の取扱いはできません。 (2) 預入金額 1円以上 預入単位 1円。 (3) キャッシュカードは発行しません。 (4) 通帳によるATMでのご利用はできません。 (5) 現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。 (6) 利息は付与されません。 (7) 預入金額が全額保護となります。 |

※詳しい商品内容やお手続きの流れなどについては、下記をご覧ください。

[「後見制度支援預金 商品概要説明書」](#)

[「後見制度支援預金手続きの流れ」](#)

以上

預金商品・融資商品などのお問い合わせ

営業統括部

0120-258-336（通話料無料）

受付時間 9：00～17：00

（土・日・祝日および金庫休業日を除きます）

後見制度支援預金（決済用普通預金） 商品概要説明書

（2020年2月3日現在）

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | 後見制度支援預金（決済用普通預金（無利息型）） |
| 2. ご利用いただける方 | 個人のうち、家庭裁判所が交付する「指示書」に記載された被後見人の方が対象です。 |
| 3. 期間 | 期間の定めはありません。 |
| 4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | 随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 1円以上。 1円単位。 |
| 5. 払戻方法 | 随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 ①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヶ月毎）で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。 |
| 6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 | 利息はつきません。 なし |
| 7. 税金 | お利息がつかないため、お利息に対する税金はかかりません。 |
| 8. 手数料 | 管理手数料はかかりません。 定期送金、為替振込については、店頭に表示する当金庫所定の手数料を徴求します。（詳しくは手数料一覧をご覧ください） |
| 9. 付加できる特約事項 | 指示書の指示内容による取り扱いのみとなります。 |
| 10. 中途解約時の取扱い | — |
| 11. 金利情報の入手方法 | — |
| 12. 預金保険の適用 | 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって全額保護されます。 |
| 13. 苦情処理措置 | 本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）までお申し出ください。 |
| 14. 紛争解決措置 | 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。なお、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）がございます。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。 |
| 15. その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 ・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、IB契約はできません。 ・本預金は口座開設店のみお取り扱いいたします。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・通帳によるATMでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。 ・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替となります）。 |

後見制度支援預金手続きの流れ

さわやか信用金庫

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

申立人又は後見人候補者による後見制度支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見制度支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見制度支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見制度支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参してさわやか信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。